



# 一 誠

HPのQRコード



## ■ 学校の教育目標 ■

- よく考え進んで学ぶ子
  - 明るく心の豊かな子
  - じょうぶでたくましい子
- 令和5年5月19日

## 遠足&1年生をむかえる会

今月9日(火)、お天気が心配されるなか遠足に出かけてきました。目的地は1年生と6年生が山手公園、2年生は静内川左岸緑地公園、3年生が静内川右岸、4年生は古川公園、5年生が真歌山でした。友達と一緒に食べるおいしいお弁当とおやつ、そしてみんなで思いっきり遊んでとても楽しい1日になりました。



11日(木)の2時間目と3時間目には1年生をむかえる会がおこなわれました。この行事は2年生から6年生が、1年生に楽しんでもらい、高静小学校に入学したことをお祝いしようと4月から準備をしてきました。当日は1年生だけでなく全校の児童のだれもが笑顔で楽しい時間を過ごしました。



先日発行した学校だより第4号で、生協側の道路のマナーについてお伝えしました。その後間隔をあけて停めてくださっているようすをみて、すぐに改善していただいととてもうれしくなりました。

さて、今回も駐車マナーについてです。喫茶店の屋根裏さんから、児童のお迎え待ちの車とお客さんの車が接触しそうになり、非常に危険だったとの情報提供がありました。また、店舗横の砂利道に車を停めてこどもの帰りを待っている方がいるとの話もありました。この場所はお店の私有地です。決して停めないようにお願いします。

### 令和5年度 P T A活動について

4月25日(火)から28日(金)までの間、書面審議によるPTA総会を開催しました。家庭数351軒中、委任状提出が207、書面表決書提出が21(すべて賛成)、無効が2、という結果でした。出席会員の過半数の賛成があったことから、「高静小学校父母と先生の会規約」第12条の規定により総会議案は承認されました。

#### 【令和5年度PTA役員】

会 長	今田 憲孝	さん(5の2)
副会長	藤田 誠子	さん(6の2)
	藤田 志	さん(6の2)
	新井田亨太	さん(6の1)
監 査	遠藤亜希子	さん(6の2)
	金田 沢樹	さん(5の1)
保体委員長	大隅 圭太	さん(1の1)
//副委員長	渡邊 翔	さん(6の1)

※広報委員会と文化委員会の委員長・副委員長につきましても、互選となっております。

# 新ひだか町立高静小学校いじめ防止基本方針（抜粋）

平成26年4月1日制定  
（平成30年5月1日改訂）

「いじめ防止対策推進法」の第13条の規定により、この基本方針を定める。

## 1 いじめ防止基本方針を定める意義

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも、そして誰にでも起こり得るものである」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように組織的に取り組むために「新ひだか町立高静小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめに対する本校の基本認識

### （1）いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係がある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」であり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

### （2）いじめの多様性のとらえ

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生していることがあったり、善意に基づく行為であったりしても意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながることもあるなど、いじめの原因や経過は多様であるとの認識に立って、その防止や早期の発見・解消に取り組む。

### （3）いじめの解消のおさえとその確認

#### ①いじめが解消している状態は、以下の2点によりとらえる。

○いじめに係わる行為（被害児童が心理的又は物理的な影響を受ける行為が、原則3ヶ月以上止んでいる状況にあること。

○被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

#### ②いじめ解消の確認

○被害児童及びその保護者に対する面談等による。

## 3 いじめ防止・解消のための基本姿勢

（1）「いじめをしない、させない、許さない」雰囲気づくりと、「見逃さない」体制づくりに努める。

（2）学校は、いじめの被害児童を徹底的に守る立場に立つ。

（3）児童一人ひとりの自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

（4）いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査を行い、きめ細かな観察、声かけなど様々な手段を講じる。

（5）いじめの早期解消のために、当該児童の安全を保障するとともに、保護者との連携を重視し校内はもとより関係機関・団体、専門家などと協力して指導に当たる。

◎学校ホームページにも掲載しますので、あわせてごらんください。